

ちばしばん
千葉市版

こ
けんり
子どもの権利



たいせつ じぶん
大切な自分

たいせつ
大切なあなた

じた じんけん たいせつ あんしん せいかつ
自他の人権を大切にし、みんなが安心して生活できる

こうどう
行動がとれるようになりましょう。

ちばしきょういくいいんかい
千葉市教育委員会

はじめに

このリーフレットには、^こ子どもが
安心して、^{じぶん}^い自分らしく生きていくた
めに、^{たいせつ}^こ^{けんり}大切な子どもの権利について書いてあります。

千葉市の子ども達は、私たち大人
の誇りです。一人一人が大切な宝物
です。大人は、みんなが^{しあわ}^く幸せに暮
らせるように、みんなの^{けんり}^{まも}権利を守っ
て、一人一人を大切にし、子どもにとって一番良いこと
を考えます。すべての子ども達が、親や大人から大切
にされ、愛情をもって育てられ、健やかに成長するよ
うに応援していきます。





けんり

子どもには権利があります



すべての子どもには、生まれながらもっている
大切なことがあります。それは「権利」です。

子どもの権利とは、世界中のすべての子どもが、
心身ともに健康に、自分らしく育つための権利です。
そして、この子どもの権利の基本は、『子どもの権利条約』に
定められています。正式名称は「児童の権利に関する条約」。
『子どもの権利条約』は、「子どもにとって一番いいことは何
なのか」「みんなが幸せに生きていくために、大人はどうし
たらいいか」ということを、世界中の国の人々
が集まって考えた条約です。

子どもの権利条約は、4つの原則に基づいて定められています。

- 命を守られ成長できること
- 子どもにとって最もよいこと
- 意見を表明し参加できること
- 差別の禁止

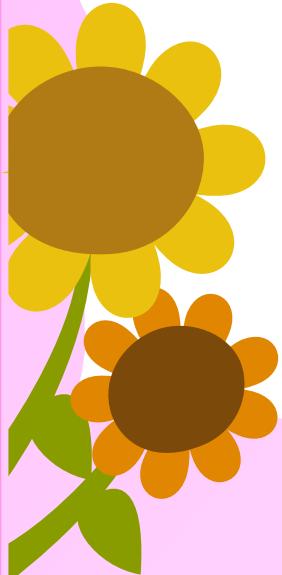


子どもの権利条約はいつできたの？

” 1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」ができました。条約とは国と国との間の約束です。この条約は、18歳未満の全ての子どもを対象としています。

” 子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。日本は、1994年（平成6年）4月にこの条約に入りました。

” 世界には、貧困、飢え、戦争、虐待などのつらい状態におかれ苦しんでいる子どもがたくさんいます。この条約は、各国がこうした現実に目を向け、子どもたちの人权を尊重することを国と国とが約束しています。



子どもの権利条約には

どんなことが書いてあるの？

子どもの権利条約の条文は、54の約束が書かれています。大きく分けて4つの権利にまとめています。

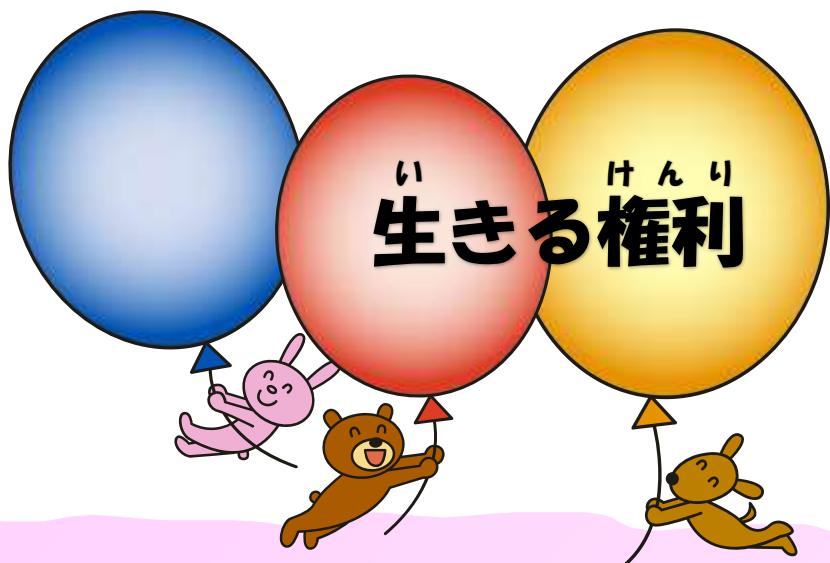


いのち まも
○ 命が守られ、安全に安心

して暮らすこと

びょうき とき
○ 病気の時に、病院などで

てあ う
手当を受けることができ
ること



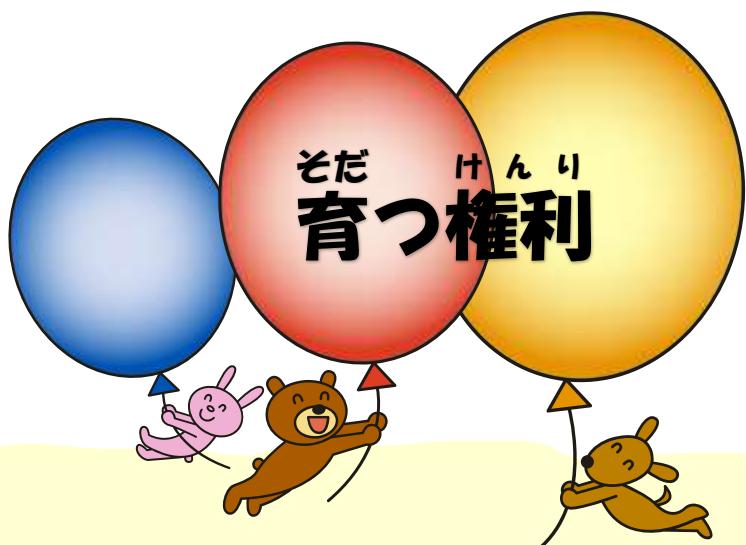
○^{きょういく}^う教育を受けられること

○^{あそ}遊び、スポーツ、芸術など

^{たの}を楽しめること

○^{つか}疲れたときに、休むことが
できること

○^{しつぱい}失敗しても何度もやり直
せること



ひとりひとり
○一人一人のちがいをみとめ、

じぶん たいせつ
ありのままの自分が大切に
されること

ぎやくたい
○虐待、いじめ、体罰、偏見、

さべつ まもられる
差別などから守られること

こま あんしん
○つらく困ったときには、安心

そうだん
して相談できること

からだ こころ きず
○体や心が傷ついたとき、

かいふく てあ
回復するまで手当てをして
もらえること



○自分の意見を大切に受け止められること

○みんなで話し合って決める
こと

○考え方や感じたことを自由に
表現できること

○仲間と社会の活動に参加で
きること

○社会の一員として、子ども
の立場で意見を言えること



子どもの権利は、世界中の子どもたちみんなが。

同じくもっている大切なもののなんだよ

みなさんが、このように生まれながらに
もっている当たりまえのものを「権利」と
いいます。

ひと人はみんな「権利」をもっています。

「権利」は自分だけでなく、あなたの友
だち達も「権利」をもっています。自分とお
なじように、ほかの人を思いやる気持ち
をわすれず、助け合ってください。

かけがえのない生命
～わたしも大切
あなたも大切～



つらいこと、いやなことをされたらどうする？

みんなが、つらい思いをしたり、いやなことをされたりしたときは、我慢しないで、

「いやだ」っていおう。

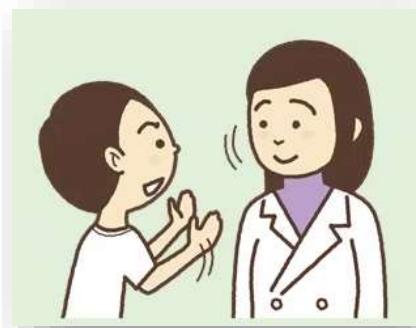
に
逃げてもいいよ。

安心できるおとなにお話（相談）しましょ
う。

いやだと言っていいよ

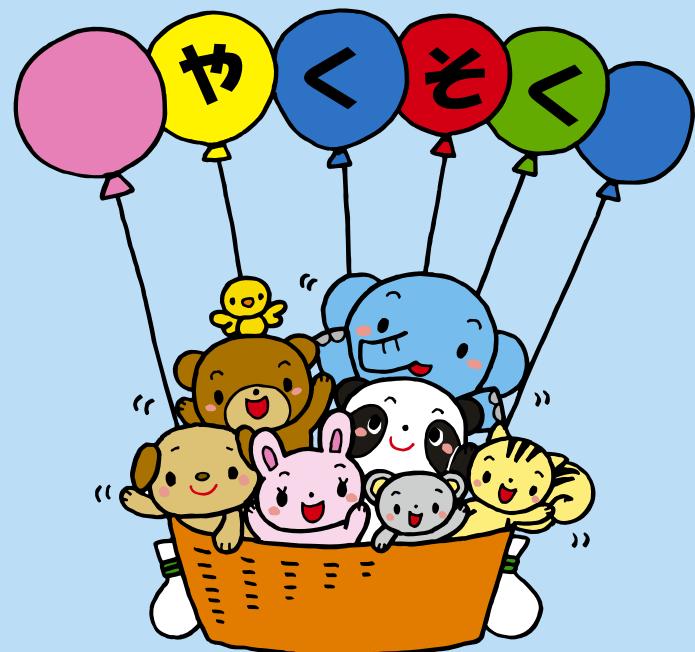
に逃げていいよ

相談してね



子どもの相談窓口を紹介するよ

子どもにこにこサポート



- ◆ヒミツは守るよ
- ◆どんなことも一緒に考えるよ
- ◆なまえは言わなくてもいいよ
- ◆料金はかかりません

子どもにこにこサポートは、子どものための相談先です。先生から体罰（暴力を受けること、傷つくことを言われること）を受けたり、先生や友達から性的ないやがらせ（さわられたりすること）を受けたり、いじめを受けたりして悩んでいませんか？

おもだれはな
かかえている思いを誰かに話すこと
すこらくきもうで、少しでも楽になるよう、気持ちを受けとめます。子どもにこにこサポートでは、電話だけでなく、手紙でも相談できます。

電話や手紙で相談できます
教育職員課（教育支援課）

電話：043-245-3008 (平日9:00~17:00)

た そうだん
その他の相談



そうだん
SNS相談@ちば

かようび もくようび にちようび
火曜日・木曜日・日曜日

18時～22時



ちばしきょういくそうだん
千葉市教育相談

ダイヤル24

でんわ
電話：0120-101-830

たいおうじかん
対応時間：24時間（休日・夜間も）



もし、あなたが悩みを抱えていたら、

なや そうだん
その悩みを相談してみませんか？

すべての子どもの幸^{しあわ}せを願^{ねが}って



・すべての子どもが、健やかに育ち、安心

して過ごせるように。

・すべての子どもが、自分の意見を受けと
めてもらえるように。

・すべての子どもが、自らのもつ可能性
のを伸ばせるように。

子どもの権利条約を勉強して、自分のもつ権利を理解できました

か。すべての子どもは、いのちを大切にされ、親や大人に愛されなが

ら、健やかに育ち生きることができます。

こ 子どもの権利条約 (じょうぶん) けんりじょうやく (条文)

だい じょう 第1条

『子どもの定義』

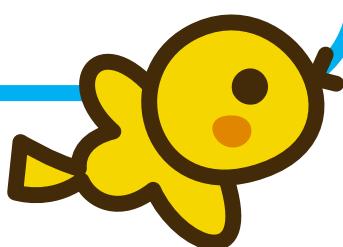
18歳になつてない人を子どもとします



だい じょう 第3条

『子どもの最善の利益を』

子どもに關係のあることを行うときには、子ども
にもっともよいことは何かを第一に考えなければ
なりません



じょうやく
条約は、54条から成り、世界中のすべての子どもたちが健康で、
しあわい
幸せに生きていくことをめざすものとなっています。

『差別の禁止』

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある
権利をもっています。子どもは、国のかい
や、男か女か、どのようなことばを使うか、ど
んな宗教を信じているか、どんな意見をもって
いるか、心やからだに障がいがあるかないか、
お金持ちであるかないか、親がどういう人である
か、などによって差別されません。

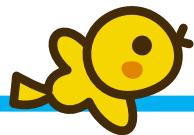
だいじょう 第2条



だいじょう 第6条

『生きる権利・育つ権利』

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



『健康・医療への権利』

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

だいじょう 第24条



いき けんり 生きる権利

だいじょう 第28条

『教育を受ける権利』

こどもは教育を受ける権利をもっています。国

は、すべての子どもが小学校に行けるようにしな

ければなりません。さらに上の学校に進みたいと

きには、みんなにそのチャンスが与えられなけれ

ばなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が

まも守られるという考え方からはずれるものであって

はなりません。



だいじょう 第31条

『休み、遊ぶ権利』

こどもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動

に参加する権利をもっています。



そだけんり
育つ権利

『暴力などからの保護』

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

だいじょう 第19条



だいじょう 第23条

『障がいのある子ども』

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています

『経済的搾取・有害な労働からの保護』

子どもは、むりやり働くかされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

だいじょう 第32条



まも
守られる権利

『意見を表す権利』

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

だいじょう 第12条



『表現の自由』

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考え方を伝える権利、知る権利をもっています。

だいじょう 第13条



だいじょう 第15条・16条

『結社・集会の自由』

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会をおこなったりする権利をもっています。

『プライバシー・名誉は守られる』

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



さんか
参加する権利